

# こまくさクラブ会員・会費に関する規定

(団体の名称)

第一条：団体の名称は「こまくさクラブ」とする。

(団体の所在地)

第二条：この団体を代表者（会長）の所在地に置く。

(団体の目的)

第三条：この団体はスキーおよびスキーに関する活動をするを目的とする。

(会員の定義)

第四条：会員とみなす者は、次の事項のいずれかに該当する者とする。

(1) 高校生以上の者で、入会金及び年会費を滞納することなく納入したる者。

(2) 会員の家族で義務教育（中学生以下）に就学している者。この場合、入会金、年会費は不要とする。但し、会員名簿には記載しないものとする。

(会員の義務)

第五条：会員は次の義務を負うものとする。

(1) 会員となった者は、毎年11月30日迄に年会費を納入しなければならない。

※会費の納入なき場合、クラブの行事への参加は非会員扱いとする。

(資格の喪失)

第六条：会員で次の項に該当する者は、理事会の決定により会員資格を喪失するものとする。

(1) 年会費を2年続けて納入しないとき。

(2) クラブの対面を著しく汚すような行為があったとき。

(休部)

第七条：私事情により、一定期間休部せざるを得ない場合は、届出があった場合に限り、理事会の承認により休部することができる。有資格者を除き、承認された期間の年会費は不要。

(入会金)

第八条：入会金は、次の項に該当する者は払わなければならない。

(1) 高校生以上の者で、新規に入会を希望する場合

(2) 一度、退部した者が、再度入会を希望する場合

(3) 入会金は、¥2000-とする。

(年会費)

第九条：年会費は、次の項に該当する場合に徴収する。

(1) 新規入会時に、その年度の年会費を全額納入するものとする。

(2) 会員の家族の者が、高校生になった場合、年会費を徴収する。

(3) 年会費は、¥3000-とする。

(準指導員推薦規定)

第十条：準指導員受験を希望する場合、以下の内容を満たさなければならない。

(1) クラブに入会しており、クラブ行事に年間1回以上参加している事。

(2) クラブ運営に積極的に協力し、クラブの将来の発展に寄与する明確な意志がある事。

(3) 推薦にあたっては、教育部長が会長に上申し、会長の承認を得るものとする。

(4) 前年度、八王子スキー連盟の行事に年間2回以上参加している事。

(規定の改廃)

第十一条：この規定の改廃は、理事会を経て総会の決議による。

(慶弔金について)

第十二条：慶弔金については以下に定める。

(1) お祝やお見舞は、個人の判断で行い、クラブからは無いものとする。

(2) 会員本人（休会者含む）の場合のみ、香典または生花等を贈るものとする。

附則：2023年11月22日一部改正。

この規定の記載内容について事実と相違ないことを証明します。 年 月 日

代表者住所：

代表者氏名：